

## 第4章

# 雇用・就業、経済的自立の支援

### 1 基本方針

障害のある人が地域において、その適性に応じて自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように支援を推進することが重要です。また、一般就労が困難である人には、障害者就労施設等からの物品等の調達による支援により、就労継続支援B型等の福祉的就労の工賃水準の向上を図っていく必要があります。平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が施行され、同年船橋市においても「平成25年度船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、総合的な支援を図っています。

また、障害のある人が質の高い自立した生活ができるように、雇用・就業の促進に関する施策とあわせて、年金や諸手当等の支給により、経済的自立の支援をしていく必要があります。

今後施行される雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務<sup>1)</sup>）等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を受け、障害のある人の雇用対策等をより一層充実させていく必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 障害のある人の雇用促進
- (2) 総合的な就労支援
- (3) 福祉的就労の底上げ
- (4) 経済的自立の支援

---

<sup>1)</sup>事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けています。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除きます。

## 2 現状と施策の方向性について

### 課題（1）障害のある人の雇用促進

項目	現状	施策の方向性
1. 就労希望者への情報提供	①障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な就労相談を受けられる環境整備に努めています。	①きめ細かい支援が受けられるよう、障害者就業・生活支援センターの就労支援員配置のための補助事業を継続して実施し、地域の各事業所と連携して相談者のニーズに応じた適切な支援が実施できるよう、体制の構築を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課
	②職場実習先開拓員を配置し、実習先の開拓を行い、就職希望者への情報提供を行っています。	②開拓した実習先の情報提供を実施するとともに、就職希望者への啓発活動に努めています。 [担当課] 商工振興課
2. 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」に向けての取り組み	今後施行される「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の国の動向について、情報収集を行っています。	国の動向を踏まえ、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けての情報収集を行い、指針等の周知に努めています。 [担当課] 商工振興課 障害福祉課
3. 企業への啓発	職場実習先開拓員による企業訪問を行い、障害のある人の職場実習及び雇用の啓発を行っています。	職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害のある人の雇用の啓発に努めています。 [担当課] 商工振興課

各論 第4章 雇用・就業、経済的自立の支援

項目	現状	施策の方向性
4. 各種制度の周知	職場実習先開拓員が企業訪問する際、各種奨励金等の啓発に努めています。	職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、各種制度の周知をしていきます。 [担当課] 商工振興課
5. 合同面接会の開催	公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施しています。	公共職業安定所とともに、障害者雇用合同面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めています。 [担当課] 商工振興課
6. 市職員としての雇用	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図っていきます。 [担当課] 職員課 教育総務課
	医療業務を行う有資格者の確保が前提となるため、障害のある人の雇用に直接繋げることが難しい状況です。	職員の多くが専門職として勤務している状況ではあるが、適性に応じた業務を障害のある人の雇用に繋げていくよう努めています。 [担当課] 医療センター
7. 事業主への雇用支援	障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対して、障害者職場実習奨励金を交付しています。  また、障害のある人を雇用した事業主に対して、雇用促進奨励金を交付しています。	奨励金の交付を行い、職場実習機会の拡大、雇用機会の拡大に努めています。 [担当課] 商工振興課

## 課題（2）総合的な就労支援

項目	現状	施策の方向性
1. 船橋市自立支援協議会専門部会の開催	毎年、船橋市自立支援協議会の専門部会である就労支援部会を開催しています。	障害者就労の関係者が就労支援部会において、障害者就労の課題を共有するとともに、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、ジョブコーチとの連携、ジョブサポーター研修の実施、障害者合同説明会の開催等について議論していきます。 [担当課] 障害福祉課
2. 船橋市特別支援連携協議会の作業部会の充実	就労に向けて、船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会を開催しています。	船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会にて、就労等の推進に向けて検討していきます。 [担当課] 総合教育センター
3. 関係機関との連携強化	船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っています。	船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、障害者の就労に関する課題を共有するとともに、ジョブサポーター研修の実施や障害者合同説明会の開催等について議論し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障がい者地域福祉連絡会、商工会議所との更なる連携の強化を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課

各論 第4章 雇用・就業、経済的自立の支援

項目	現状	施策の方向性
4．障害者就業・生活支援センターの充実	障害者就業・生活支援センターに対して、就労支援員配置のための補助金を交付しています。	障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るため、今後も就労支援員の配置のための補助金を交付していきます。 [担当課] 障害福祉課
5．就労定着に向けた支援	就職準備段階からジョブコーチによる支援を開始し、就職後の実務支援を行っています。また、障害福祉サービスを提供する事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を身につけられるよう、ジョブサポーター研修を実施しています。	就労支援における課題を踏まえて、ジョブサポーター研修の内容等について見直し、ジョブコーチの利用促進について検討するとともに、障害者就労に関わる人に幅広く必要な知識の習得を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課
6．地域活動支援センター等の充実	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に対して、運営費等の補助とともに、指定管理により、運営の安定化を図り、充実した日常生活や社会生活を営むための創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、生活指導などにより自立を図っています。	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所の運営の安定化を図り、充実した日常生活や社会生活を営むための創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、生活指導などにより自立を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課 保健予防課

項目	現状	施策の方向性
7. 受注及び販路の拡大	千葉県障害者就労事業振興センター <sup>2</sup> へ事業委託を行い、障害者就労施設等の受注・販路の拡大についての指導を行っています。	平成27年度より千葉県障害者就労事業振興センターの体制を拡大し、契約主体となる共同受注窓口を設置することにより、低工賃施設への支援及び障害のある人の工賃向上を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課
8. 職親 <sup>3</sup> 委託制度の利用	職親委託制度の利用により、必要な指導訓練を行っています。	職親委託制度を継続して利用し、必要な指導訓練を行い、知的障害者に対する更生援護を継続して行っています。 [担当課] 障害福祉課

### 課題（3）福祉的就労の底上げ

項目	現状	施策の方向性
1. 障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達	平成25年度から、毎年船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、障害者就労施設等から物品等を調達しています。	障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額定め、ホームページで実績を公表し、目標金額の達成と調達金額の増額を目指していきます。 [担当課] 障害福祉課
2. 福祉ショップの開設	障害のある人の就労先の確保や工賃向上を目的とし、福祉ショップの設置を検討しています。	福祉ショップの設置に向けて、設置場所の選定などの具体的な検討をしていきます。 [担当課] 障害福祉課

<sup>2</sup>就業支援及び生活支援の増進を図るため、千葉県の指定を受けたものです。

<sup>3</sup>知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であって、市町村長が適当と認める者です。

## 課題（4）経済的自立の支援

項目	現状	施策の方向性
1．障害年金制度及び特別障害給付金 <sup>4</sup> 制度の周知	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載や手帳交付時にパンフレットを配布するなど制度の周知を行っています。	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載などを周知を図っていきます。 [担当課] 国民年金課 障害福祉課
2．手当の給付	各種手当の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援しています。	障害のある人を対象とする手当を市のホームページ、障害福祉のしおり等にて更なる周知を図り、各種手当を支給することにより、経済的自立を支援しています。 [担当課] 障害福祉課
3．心身障害者新規就労支度金を支給	心身障害者新規就労支度金を支給することにより、経済的自立を支援しています	市のホームページや福祉のしおり等にて更なる周知を図り、心身障害者新規就労支度金の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援していきます。 [担当課] 障害福祉課

<sup>4</sup>国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金を受給していない障害者の福祉の向上を目的に、特別な福祉的処置として国（日本年金機構）が支給しています。